

☆催し物は、10日号は15日以降、25日号は30日以降の情報を掲載します。

〔例〕 4/13に開催されるものは4/10号に掲載できないため、3/25号以前の号でお申し込みください。

○タウン情報(催し物)申請 受付期限

	10日号希望の場合	25日号希望の場合
4月	3/1	3/16
5月	3/31	4/15
6月	5/1	5/16
7月	5/31	6/15
8月	7/1	7/16
9月	8/1	8/16
10月	8/31	9/15
11月	10/1	10/16
12月	10/31	11/15
1月	—	前年12/16
2月	1/4	1/16
3月	1/29(1/30)	2/13(2/14)

※()内は閏年の場合の期限日

※上記の日が土・日曜、祝日にあたる場合は、直後の開庁日を期限日とする